

青年中央会会長就任にあたって

岩手県中小企業青年中央会
会長 佐藤 康



この7月より青年中央会会長を仰せつかりました。4期8年のベテラン・高橋前会長の後任ということで身の締まる思いであります。また、新役員の皆様には仕事の時間を割いて遠方より理事会に出席頂いておりますが、それだけ真摯な姿勢で青年部活動に取り組んでいる人間の集まりと認識し、今後の青年中央会の事業活動に臨みたいと考えております。

さて、青年部活動といいますと、概ね将来を見据えた人脈づくりや業界の最新動向・経営基盤についての研修が中心であります。最近、他の青年部の方々とお話をしていると「それだけでは物足りない」「実際のビジネスに繋がる青年部活動はできないか」といった貪欲な、切実な意見を伺うことが多くなりました。

こうした声に応えるため、各青年部単位でのビジネス展開を支援することはもちろんですが、青年中央会としても県内一円組織である点、様々な業種を網羅している点などを活かしてビジネスプラットフォームを提供できる可能性はないかと思案しているところです。そのために会員青年部の皆様には、これまで以上に積極的に青年中央会の活動に参画頂き、アイデア・意見をご提供くださいますようお願い致します。

私の社業である旅館・ホテル業を例にとりますと、お客様に提供する生鮮・加工食品・酒類、施設整備・維持のための建設関連、お客様の足となる運輸、中心商店街の街なか観光...こうした様々な業種との関わりをもって成立している業界であります。こうした関連業界の方々から、それぞれの立場から旅館・ホテルに対する商品・サービス提案を頂けると大いに助かりますし、逆に、よい商品・サービスを提供頂ける業者の方を、旅館・ホテル業界としてバックアップするといった「相互セールスレップ」というべき活動ができるのではないかと考えております。

ビジネス展開を進めていくうえで、最終的には「企業対企業」のお付き合いとなりますが、その始まりは「人対人」である場合が多いと思います。先に申し上げました構想を実現するため、また、社業へフィードバックするため、与えられた立場を大いに活用して、多くの青年部の方々と「人対人」の関係を築いていきたい。そのために、会員青年部の総会・会合等には可能な限りお伺いさせて頂きたいと思っておりますので、折につけお声をかけていただければ幸いです。

中小企業地域資源活用促進法における基本構想の認定について

本年6月29日施行「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」第4条の規定に基づき、全国47都道府県より申請されました「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」が、8月31日、経済産業省を始めとする関係6省の主務大臣（経済産業大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）により、認定されました。

【中小企業地域資源活用促進法とは】

各地域の強みである農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型からなる地域資源を活用して新商品の開発、生産、需要の開拓等の事業を行う中小企業を支援するため、本年6月に施行されました。

【地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想とは】

中小企業地域資源活用促進法第4条に基づき、都道府県が国の定める基本方針により、地域産業資源を活用した事業を促進するための基本的な方針、地域産業資源の内容、中小企業等が行う地域産業資源を活用した事業を促進するための支援施策等について定めたものです。

各都道府県の基本構想において、地域中小企業が現にあるいは将来的に広く活用し得るものとなるよう多岐に渡る地域資源が特定されており、農林水産品で2,527件、鉱工業品及びその生産技術が1,983件、観光資源が3,844件、総計8,354件となっております。

【岩手県の基本構想における地域産業資源の内容】

岩手県において、地域産業の強化や新たな地域産業の創出の核となり得る地域資源として、下記のとおり、農林水産品で57件、鉱工業品及びその生産技術で29件、観光資源が67件の総計153件が定められております。

(1) 農林水産物

名称	地域産業資源に係る地域	名称	地域産業資源に係る地域
アスパラガス	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	漆	盛岡市、花巻市、北上市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、軽米町、九戸村、洋野町、一戸町
アブラナ	一関市		
甘茶	九戸村		
いちご	大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町		
いわて牛	県全域	カラマツ	盛岡市、遠野市、二戸市、八幡平市、葛巻町、岩手町、滝沢村、住田町、岩泉町、川井村、一戸町
いわて短角和牛	県全域		
馬	遠野市		
えごま	一関市	しいたけ	宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、野田村、洋野町
奥州牛	奥州市		
甲子柿	釜石市		
牛乳	県全域		
きゅうり	陸前高田市	アカモク	宮古市、釜石市、大槌町、山田町
	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	アワビ	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、普代村、野田村、洋野町
暮坪かぶ	遠野市		
桑葉	大船渡市、一関市、陸前高田市		
古代米	一関市		

米	県全域	イサダ(ツノナシ オキアミ)	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
雑穀	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町 花巻市、遠野市		
白いんげん	大船渡市、陸前高田市、住田町	イワナ	遠野市
スイカ	滝沢村		滝沢村
大豆	県全域	ウニ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
椿	大船渡市、陸前高田市		
トマト	大船渡市、一関市、陸前高田市、奥州市、住田町		
鶏	県全域	カキ	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
白金豚	花巻市		
ピーマン	花巻市、奥州市	コンブ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
二子さといも	北上市		
豚	県全域		
ぶどう	花巻市、紫波町		
ブルーベリー	遠野市、一関市、奥州市	サケ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
	二戸市		
ほうれんそう	宮古市、久慈市、遠野市、釜石市、二戸市、八幡平市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町	サバ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
ホップ	遠野市	サンマ	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町
前沢牛	奥州市		
麦	県全域		
もち米	紫波町、矢巾町	チョウザメ	釜石市
ヤマブドウ	県全域	ナマコ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
りんご	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町		
		ホタテ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
		ヤマメ	遠野市
		ワカメ	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町
レタス	二戸市、岩手町、軽米町、九戸村、一戸町		
わさび	盛岡市、遠野市、大槌町、岩泉町、川井村		
アカマツ	宮古市、久慈市、二戸市、葛巻町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町		

(2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術

名称	地域産業資源に係る地域	名称	地域産業資源に係る地域
岩谷堂筆筒	盛岡市	じゃじゃ麺	盛岡市
	奥州市	ジンギスカン	遠野市
浄法寺塗	盛岡市、二戸市、八幡平市、滝沢村	団子	一関市
		東山和紙	一関市
南部鉄器	盛岡市	どぶろく	遠野市
	奥州市		雫石町
秀衡塗	盛岡市、花巻市、一関市、奥州市、平泉町	南部煎餅	盛岡市、花巻市、二戸市、岩手町、軽米町、九戸村、一戸町
海洋深層水	宮古市	日本酒	県全域
金型	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、山田町、岩泉町	野田塩	野田村
		ホームスパン	盛岡市、花巻市
		味噌	遠野市
北上コロッケ	北上市	木炭	久慈市、二戸市、葛巻町、岩泉町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
亀甲織	雫石町		
小型琴	盛岡市		
琥珀	久慈市	もち	一関市
コバルト合金	盛岡市、八幡平市、滝沢村	木工品	遠野市
	北上市、遠野市、釜石市、奥州市、大槌町		洋野町
		盛岡冷麺	盛岡市
酸化亜鉛	盛岡市、花巻市、北上市、二戸市、八幡平市、岩手町、滝沢村、一戸町	龍泉洞の水	岩泉町
		わんこそば	盛岡市、花巻市
地ビール類	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、藤沢町		

(3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

名称	地域産業資源に係る地域	名称	地域産業資源に係る地域
平泉の文化遺跡	県全域	河童淵	遠野市
三陸鉄道	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町	伝承園	遠野市
		遠野馬の里	遠野市
		遠野ふるさと村	遠野市
		遠野まつり	遠野市
神楽	花巻市、北上市、遠野市、奥州市	とおの昔話村	遠野市
鹿踊	花巻市、遠野市、一関市、奥州市	南部曲り家	遠野市
チャグチャグ馬コ	盛岡市、滝沢村、矢巾町	一関温泉郷	一関市
		旧東北砕石工場	一関市
早池峰山	花巻市、遠野市、川井村	げいび溪	一関市
薬師岳	花巻市、遠野市、川井村	廠美溪	一関市
岩手山	八幡平市、雫石町、滝沢村	花と泉の公園	一関市
鬼剣舞	北上市、奥州市	高田松原	陸前高田市
種山高原	奥州市、住田町	橋野高炉跡	釜石市
石割桜	盛岡市	折爪岳	二戸市

岩洞湖	盛岡市	金田一温泉郷	二戸市
つなぎ温泉	盛岡市	天台寺	二戸市
中津川	盛岡市	馬仙峡	二戸市
姫神山	盛岡市	ブルーベリー農園	二戸市
盛岡さんさ踊り	盛岡市		
盛岡城跡	盛岡市	安比高原	八幡平市
盛岡八幡宮祭典	盛岡市	八幡平	八幡平市
黒森神楽	宮古市	八幡平温泉郷	八幡平市
三王岩	宮古市	旧松尾鉱山跡地	八幡平市
浄土ヶ浜	宮古市	焼石連峰	奥州市
タラソテラピー施設	宮古市	網張温泉	雫石町
		狼森	雫石町
鮎ヶ崎（鮎ヶ崎灯台）	宮古市	鶯宿温泉	雫石町
		国見温泉	雫石町
碁石海岸	大船渡市	軽トラ市	雫石町
イギリス海岸	花巻市	七つ森	雫石町
釜淵の滝	花巻市	岩手山麓の工芸	滝沢村
五輪峠	花巻市	鞍掛山	滝沢村
花巻温泉郷	花巻市	湯田温泉峡	西和賀町
北上展勝地	北上市	安家洞	岩泉町
国見山	北上市	龍泉洞	岩泉町
夏油高原	北上市	北山崎	田野畑村

【事業計画の認定、支援施策等】

今後、中小企業等が地域資源を活用した事業計画を策定、県を經由して経済産業局等へ申請し、認定を受けた場合には、試作品開発や販路開拓への取組に対する補助、設備投資減税、政府系金融機関による低利融資や専門家によるアドバイス等、総合的な支援を受けることができます。

事業計画の認定は、10月上旬に第1回目が予定されております。法律認定を目指す事業計画策定等に関するご相談等は、本会及び各地域支援事務局で受け付けております。

岩手県地域支援事務局（財団法人いわて産業振興センター）

盛岡市飯岡新田3地割35-2 TEL：019-631-3826

東北地域支援事務局（独立行政法人中小企業基盤整備機構東北支部）

宮城県仙台市青葉区落合4-2-5 TEL：022-302-8606

【参考】

詳細等、下記ホームページでご覧になれます。

岩手県ホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0401/chisan/kihonkousou.html>

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiki/070831kihonkousou.htm>

中小企業基盤整備機構ホームページ

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>



平成20年度中小企業関係概算要求・財政投融资要求の概要

平成20年度の中小企業関係概算要求等の概要について経済産業省・中小企業庁から発表になりましたのでお知らせします。

・基本的考え方

我が国経済は、全体として緩やかに息の長い景気回復を続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。企業倒産についても、全体の倒産件数が下げ止まる中、小規模な倒産件数は増加傾向にある。

このような状況の下、中小・小規模企業等による活性化を目指す「地域」、意欲と成長可能性を有する中小「企業」、団塊の世代をはじめとする人材（「ヒト」）、それぞれの潜在力を発揮させることにより、中小・小規模企業の底上げを図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

このため、以下の考え方を基本に概算要求及び財政投融资要求を行う。また、法的措置についても、必要に応じて検討する。

「地域」の潜在力の発揮

- (1) 意欲ある小規模事業者の支援強化
- (2) 地域中小企業の再生支援
- (3) 「中小企業地域資源活用プログラム」の推進
- (4) まちづくりの推進・商店街の活性化

「企業」の潜在力の発揮

- (5) 中小企業の事業承継の円滑化
- (6) 下請適正取引等の推進
- (7) 資金調達の円滑化
- (8) 中小企業のIT化、研究開発等の支援

「ヒト」の潜在力の発揮

- (9) 中小企業における人材能力の向上
- (10) 新事業創出・創業の支援

・概算要求額及び財政投融资要求額

概算要求額

平成20年度要求額	平成19年度予算額	対前年増減
1,539億円	1,260億円	+279億円

この他、財務省、厚生労働省において計上あり。(平成19年度は380億円。平成20年度の要求額は調整中。)

財政投融资要求額(貸付規模)

	20年度計画	19年度当初計画	18年度実績
中小企業金融公庫	注1 14,371億円	15,062億円	10,614億円
(うち証券化)	1,503億円	1,503億円	99億円
国民生活金融公庫	注2 26,913億円	27,653億円	21,687億円
(うちマル経)	4,000億円	4,500億円	1,639億円

(注1) 予想しがたい経済事情の変動その他やむを得ない事情により、計画額に不足が生じる見込みが明らかになった場合には、財投からの借入及び債券限度額について5割を限度に増額することができる(弾力条項)ので、最大1兆9,872億円の事業規模を確保することが可能。

(注2) 国民生活金融公庫は普通貸付ベース。上記弾力条項に基づき、仮に弾力性の効果を全て普通貸付に振り向ければ、最大で3兆3,210億円の事業規模を確保することが可能。

・ 中小企業概算要求のポイント

我が国経済は、全体として緩やかに景気回復を続ける中、企業規模や地域によるばらつきが拡大。企業倒産についても、全体の倒産件数が下げ止まる中、小規模な倒産件数は増加傾向。

平成 20 年度中小企業対策費 概算要求額 1,539 億円（19 年度：1,260 億円）

意欲ある小規模事業者の支援強化【150 億円】

- ・ IT 活用による情報システム構築と経営力の向上
- ・ 地域拠点の整備、コーディネーターによる高度専門人材の派遣等による経営支援

資金調達の円滑化【30 億円】

- ・ マル経融資迅速化、予約保証の導入、売掛債権早期現金化等の金融支援

まちづくりの推進・商店街活性化【121 億円】

- ・ 空き店舗対策の強化、後継者育成等

地域中小企業の再生支援【53 億円】

- ・ 「中小企業再生支援ネットワーク」を強化
- ・ 信用保証協会を活用した再生円滑化

地域資源活用プログラムの推進【117 億円】

- ・ 各地域の「強み」である地域資源を活用した新商品、新サービスの創出を支援

地域の潜在力

中小・小規模企業の底上げ・潜在力の発揮

中小企業の持続的成長と地域の活性化

企業の潜在力

事業承継の円滑化【26 億円】

- ・ 法的措置、事業承継税制の抜本拡充等による事業承継円滑化のための総合的支援

下請適正取引等の推進【6 億円】

- ・ 相談機能の強化、下請代金法の厳格な運用、ガイドラインの周知等

中小企業の IT 化、研究開発等の支援【165 億円】

- ・ 専門家派遣や IT 投資促進等による IT 化支援
- ・ SBIR、税制措置等による研究開発促進

資金調達の円滑化【204 億円】

- ・ 担保・保証人に依存しない金融の推進

ヒトの潜在力

中小企業における人材能力の向上【29 億円】

- ・ 「新現役チャレンジプラン」による団塊世代の活用
- ・ 人材投資促進税制による教育訓練の支援

新事業創出・創業の支援【23 億円】

- ・ 中小企業の販路開拓支援等により新事業創出
- ・ 創業を支援

SBIR：中小企業技術革新制度（日本版 SBIR）
政府が中小企業の技術開発からその事業化までを一環して支援する制度。

詳しい内容は、中小企業庁のホームページからご覧下さい。

http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/20fy_gaisanyoukyu.htm

新連携支援制度説明・相談会開催

去る9月6日、(株)北上オフィスプラザセミナールームにて、標記説明・相談会を東北経済産業局及び中小企業基盤整備機構との共催で開催した。

制度説明会では、「新連携支援」、「地域資源活用プログラム」並びに「サポーター・インダストリー」についての説明を東北経済産業局担当者より行った。

「地域資源活用プログラム」についての説明では、認定企業に対する支援措置の一つである“地域資源活用売れる商品づくり支援補助金”の募集が10月に予定されていることや、同じく支援メニューである低利融資制度・信用保証協会の債務保証枠の拡大・設備投資減税等について説明がされた。

「サポーター・インダストリー」については、基盤技術を担う中小企業の課題に応える新たな施策展開について説明があった。その中で基盤技術として、プレス、鋳造、金型技術などについての卓越した中小企業の技術が、我が国製造業の強みの源泉であると捉え、それらのモノ作り企業の大企業との出会いの場を創設する民間の取組みへの支援や、研究開発の資金面の支援、人材育成・確保についての支援等の施策を紹介。その施策を活用する為の「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」における手続きの流れについても説明。併せて素形材産業取引ガイドライン策定委員会報告書について、下請代金支払遅延防止法・独禁法に抵触するおそれのある具体的取引事例等が紹介された。



「新連携支援」では、母体となっている中小企業新事業活動促進法の成り立ちから、手続きの流れ、補助金等の支援制度について紹介された。新連携の取組みに当たっては、中小企業基盤整備機構に案件を持ち込んでから認定まで、おおよそ1年の期間が必要。

その後、実際の岩手県内での事例について、今年7月にその計画が認定されたコア企業である(株)岩鑄の担当者から新素材の南部鉄器の開発・製造・販売への取組みの説明があり、戦略会議事務局からは計画認定のポイントについて解説された。

また、説明会と時間を同じくして別室にて個別の相談会が行われ、参加企業から新商品開発にかかる計画について相談がなされた。

【新連携】とは？

平成17年4月施行された中小企業新事業活動促進法において措置された支援制度。

新連携とは、事業分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効的に組み合わせ、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることとされており、新連携により事業化を目指す中小企業者が、新連携計画を策定し、国の認定を受けることにより事業化のための各種支援策が受けられる制度。

主な支援制度は、以下のとおり。(一部紹介)

<新連携対策補助金>

連携体構築支援事業(フォーメーション事業：補助率2/3、上限500万円)

連携体を構築するための規程の作成、市場調査等にかかる経費を補助

事業化・市場化支援事業(パイロット事業：補助率2/3、上限3,000万円)

事業計画の認定を受けた案件が対象で、構成された連携体が事業化・市場化のために行う新商品開発(製品・サービス)に係る実験、試作、研究会開催等にかかる経費を補助

<政府系金融機関による低利融資制度> 設備資金、運転資金について優遇金利で融資

<信用保証協会による信用保証枠の拡大>

<設備投資減税> 30%の特別償却又は7%の税制控除を選択

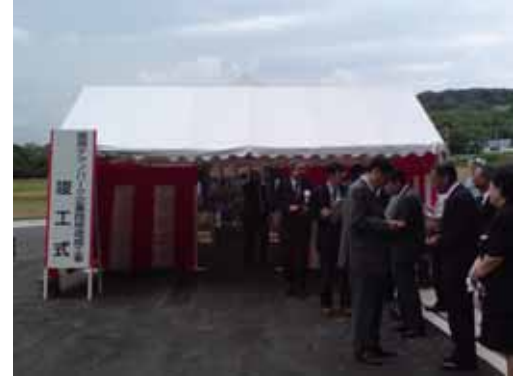
(新連携等に関するご相談は、本会市場開発部(TEL:019-624-1363)まで)

盛岡テクノパーク企業団地竣工

盛岡テクノパーク協同組合が開発主体となって進められていた、「盛岡テクノパーク企業団地」の造成工事がこの度完了し、竣工式が9月10日、同市東黒石野の現地で行われた。

竣工式には、組合関係者のほか、谷藤盛岡市長はじめ関係・支援機関より約50人が出席し、神事が行なわれた。続いて、組合の重石桂司理事長が挨拶し「立派な造成地をいただいた。市の発展に助力できるよう、心構えを持って進めたい」と今後の抱負を述べた。

当団地は、盛岡市内を中心とした中小企業者の施設の狭量化・老朽化等の解消や、業務拡張に伴う用地の確保を目的に計画が立てられたもので、四十四田ダム南側の旧岩手競馬競走馬配送センター跡地を盛岡市が取得し、組合員各社へ分譲、組合で造成工事という方式で開発が行われた。開発面積は約2.4ヘクタール。造成までの事業費は約3億5千万円で、組合の負担部分については盛岡市より約1億2千万円の補助を受けている。



竣工式に集まる関係者

団地建設までの経過

平成10年12月	市に対し盛岡商工会議所工業部会から、工業用地確保の要望
平成12年12月	12月市議会において、当該土地の取得を決議
平成13年 2月	盛岡地区広域土地開発公社が当該土地取得
平成16年12月	団地整備に係る協同組合設立発起人会結成（6社）
平成18年 4月	協同組合創立総会開催
平成18年 5月	協同組合設立認可（6月29日設立登記）
平成18年 7月	造成設計契約締結
平成18年 9月	9月市議会において、団地予定地の取得議案決議。所有権が市に移る。
平成18年12月	都市計画上の開発行為許可を受ける
平成19年 3月	組合及び組合員企業4社が、市と用地売買契約を締結
平成19年 4月	組合及び組合員の用地代金支払完了、移転登記実行 造成工事契約締結。造成工事開始
平成19年 8月	造成工事完了



挨拶する重石理事長

現在、追加入居企業を募集中

当団地では入居企業を募集中。団地概要は以下の通り。

- 所在地：盛岡市上田字岩脇（右地図参照）
- アクセス：盛岡市内中心部及び東北自動車道滝沢I.Cから車で約15分
- 区画：区画A：約1,747㎡（平地部分）
区画B：約3,177㎡（ " ）
区画C：約1,137㎡（ " ）
（区画内の分割分譲相談可）
- その他：組合への加入要、取得面積による出資割当、負担金等あり。業種制限あり。

問合せ：本会市場開発部（TEL：019-624-1363）



～ 新規事業提案企画のご紹介 ～

本会では、平成 17 年度から「新規事業の提案制度」をつくり、指導員から公募、データベース化（延 38 件の提案企画）しております。

これは、県内中小企業組合等の抱える当面の課題解決と業界等の活性化、さらには本会指導員の企画提案力の向上を図ることを目的に、現場に精通している指導員が、緊急性が高くかつ大きな効果が見込まれる新規事業を企画、県・振興局・市町村・関係業界等に提案して、中小企業施策・事業立案の一助にさせていただくための制度です。

本年度は全部で 12 件の応募がありましたが、代表的な次の 4 件をご紹介します。詳細については本会にお問い合わせください。

産学連携個性・魅力発信“十店十色”事業

小売店の魅力度UPのため、学生の自由な発想力と行動力を活用、参加店毎に学生及び指導教授（経済学部系、工業デザイン系）を配置し、商業者と学生が共同してオリジナル商品開発・POP・VMD強化等に取り組む。参加者相互の定期的な研究会を開催、アドバイス等を通じて個店の特色・個性の明確化、経営体質の改善・客数増・売上増を目指す。

ゼロエミッション推進事業

地域中小企業にとって、廃棄物の適正な処理に係る費用捻出、人材確保は早急に求められている。昨年度、モデル工業団地におけるゼロエミッションに向けたアクションプランを作成、廃棄物処理区分の明確化、廃棄物 3R 促進に向けたルール作り、組合員企業間の情報共有によるコスト削減等に成果を得た。このノウハウを他の工業団地、卸団地等へ拡大することでゼロエミッションへの取組、共同事業の創出を図る。

新連携等創出企業交流促進事業

中小企業による創業、経営革新、異分野連携新事業分野開拓（新連携）への取組促進が大きいと期待されるものの、認定件数が伸び悩んでいる。こうした事態を打開するために、啓蒙普及による県内中小企業の意識付け、連携シーズの調査・把握を図りながら、交流・研究会開催事業へと誘導し、市場ニーズに対応する連携活動の「きっかけづくりの場」を提供する。

中小企業新事業体創出・組織再編支援事業

中小企業間における多様な連携活動を促進、事業形態や組織再編制度に関するニーズを把握し、LLP等の新しい事業体の形成あるいは個別企業の再編等の支援モデルを創出する。

本会の持つ組合員企業ネットワークを活用、ニーズ調査をもとに新分野進出・事業拡大等についてモデル企業・グループによる検討を継続しながら、事例を形成する。

【その他の応募提案企画（標題のみ掲載）】

「いわての餅・麺文化」魅力発信・体験事業	中小小売商業顧客開拓支援実験事業
小売商業VMD普及コンテスト事業	売上アップ再チャレンジ支援リパッケージ事業
地元密着連携イベント支援事業	いわて中小企業CSR強化事業
商業・農漁業者連携活動支援事業	産学連携組合情報化支援事業

【信用保証制度の改正のお知らせ】

岩手県信用保証協会からのお知らせ

平成19年10月1日から信用保証制度の仕組みが変わります！！～『責任共有制度』の開始～

信用保証制度の仕組みが変わります。

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業の皆さまに対する融資・経営支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的に平成19年10月保証申込受付日より、「責任共有制度」がスタートすることとなりました。

いままでの信用保証協会保証付き融資は、お客様のお借入金額に対して信用保証協会が原則として100%保証していましたが制度の導入により、保証付き融資は一部の保証を除いて80%保証となります。

なお、保証付き融資をご利用の皆様にとって、基本的には保証ご利用に当たってのお申込み手続き、ご融資を受けた後の返済等は、これまでと変わりありません。

責任共有制度導入後の信用保証協会と金融機関との関係

「責任共有制度」には、「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取り扱いは、そのいずれかになります。

【負担金方式】

お借入金額の100%を信用保証協会が保証しますが、代位弁済が発生した場合は、事後的に代位弁済の約20%が金融機関の負担となります。

【部分保証方式】

お借入金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

（注）特定社債保証、流動資産担保融資保証、CLO等の部分保証制度は、金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります（保証割合は、制度導入後、80%です）

保証料

原則として、保証料率は現行に比べると低くなります。

お客様のお取引金融機関が部分保証方式または負担金方式のいずれであっても、ご負担いただく保証料は同じです。

責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証が、責任共有制度の対象となります。

【対象外の主な保証制度】

- ・経営安定関連保険（セーフティネット）1号～6号にかかる保証
- ・「小口零細企業保証制度」（新設の全国統一保証制度）
- ・災害関係保険にかかる保証
- ・求償権消滅保証
- ・創業関連保険、創業等関連保険にかかる保証
- ・破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ・特別小口保険にかかる保証

～責任共有制度における金融機関の負担部分イメージ～

【部分保証方式の場合】

【保証時点】

保証部分 80%	非保証部分 20%
-------------	--------------



【代位弁済時点】

保証協会からの代位弁済額 80%	プロパー分 20%
---------------------	--------------



80%部分については、保証協会からの代位弁済を受けるが、残りの20%については、金融機関の負担となる。

【負担保証方式の場合】

【保証時点】

保証部分 100%



【代位弁済時点】

保証協会からの代位弁済額 100%	負担金 20%
----------------------	------------



100%保証協会から代位弁済を受けることとなるが、事後に約20%の負担金を保証協会に支払うことになる。

【お問い合わせ先】 岩手県信用保証協会 盛岡市長田町6-2（アバンサールi）
019-654-1500（代） URL <http://www.cgc-iwate.jp/>

【労働時間適正化促進助成金のご案内】

中小企業労働時間適正化促進助成金のご案内

働き方の見直しにより、労働時間の適正化に取り組む中小事業主の方々を支援するため、「中小企業労働時間適正化促進助成金」が創設されました。概要につきましては以下のとおりとなっておりますので、是非ご利用下さい。

【対象となる中小事業主】

特別条項付き時間外労働協定（ 1 ）を締結している中小事業主（ 2 ）等であって、次のイからハまでの全ての措置を盛り込んだ「働き方改革プラン」（実施期間1年間）を策定し、都道府県労働局長の認定を受け、そのプランの措置を完了した中小事業主の方。

イ：次のいずれかの措置

特別条項付き時間外労働協定の対象労働者を半分以上減少させること
割増賃金率を自主的に引き上げること（1ヶ月の限度時間を越える時間外労働に係る割増賃金率を35%以上に、又は、月80時間を越える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上に引き上げること）

ロ：次のいずれかの措置

年次有給休暇の取得促進
休日労働の削減
ノー残業デー等の設定

ハ：次のいずれかの措置

業務の省力化に資する設備投資等の実施
（300万円以上のものに限る）
新たな常用労働者の雇入れ

- 1 臨時的に時間外労働の限度時間（1ヶ月45時間）を超えて時間外労働を行う場合に締結しなければならないものです。
- 2 中小事業主とは、以下の事業主になります。
小売業においては、資本金・出資の総額が5,000万円以下又は常用労働者が50人以下
卸売業においては、資本金・出資の総額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
サービス業においては、資本金・出資の総額が5,000万円以下又は常用労働者が100人以下
その他の業種においては、資本金・出資の総額が3億円以下又は常用労働者が300人以下

【支給額】

	支給時期	支給額
第1回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、特別条項付き時間外労働協定や就業規則等の整備を行った場合	50万円
第2回	都道府県労働局長の認定を受けた「働き方改革プラン」に従い、時間外労働削減等の措置及び省力化投資等の措置又は雇入れ措置を完了した場合	50万円
合計	-	100万円

【支給を受けるに当たっての注意点】

本助成金は、「働き方改革プラン」に盛り込まれた措置を完了した事業主に対して支給するものです。

第1回の支給を受けた事業主が「働き方改革プラン」を完了しなかった場合には、第1回支給額を全額返還していただくことになります。

本助成金は、国の予算の範囲内で支給されるものですので、支給要件を満たしていても支給できない場合があります。

【お問い合わせ先】

中小企業労働時間適正化促進助成金の詳細については、

岩手労働局労働基準部監督課（ 019-604-3006 ）へお問合せ下さい。

外国人を雇用する場合のルールが新しくなります！！

第 166 回通常国会において「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、平成 19 年 10 月 1 日より、事業主の方々に対し、以下のことが課せられます。

外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務化

基本的な考え方として、事業主は外国人労働者について、

- ・労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守する。
- ・外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずる。

といったことが求められています。

外国人雇用状況の届出が義務化

- ・平成 19 年 10 月 1 日から、すべての事業主の方には、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く）の雇い入れまたは離職の際に、当該外国人労働者の氏名、残留資格、残留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられます。（届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30 万円以下の罰金の対象となります。）
- ・平成 19 年 10 月 1 日時点で既に雇用されている外国人労働者についても、届出の対象となります。

詳細につきましては、岩手労働局、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）のほか、外国人雇用サービスセンターへお問合せ下さい。

～ 組合運営 Q & A ～

本欄では、組合を運営していく上で生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q、組合法の改正によって、組合自治機能の強化が図られたことにより、監事の権限が強化されるなどの改正があったが、理事会運営・決議についてはどのような改正がなされたのか。

A、法改正に伴い、理事会の定足数は過半数を下限として、新たに過半数を上回る割合を定款又は規約によって定めることが出来ることとなりました。

また、中協法第 36 条の 6 において第 4 項が新設され、理事会の決議の目的である事項を事前に提案し、当該提案につき、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなすことが定款に定めることによってできるようになりました。

定款の変更は総会の特別議決事項(過半数の出席及び 2 / 3 以上の承認)となります。

規約の設定は総会の普通議決事項(過半数の出席及び過半数の承認)となります。



景況の停滞感続く(平成19年7月)

全体の概要

前月に続いて商店街や卸・小売業、建設業等多くの非製造業では、郊外大型店の影響や消費の抑制、公共工事の減少傾向等により、売上高の減少や収益の悪化が目立った。一方、製造業の多くも原材料価格の上昇やコストダウンの要請等が収益性を悪化させている。全体の景況DI値も47と依然低水準のままであり、県内中小企業の経営環境は総じて厳しい状況が続いている。

主な業界及び地域組合等の動向

菓子製造業

全体的に売上げは前年を下回っている店が多い。未だ、消費動向は弱いままである。

野菜製造業

中国産の野菜、食品の問題がマスコミで取り上げられてから、スーパーは勿論、本業界でも、使用を避ける傾向が見られる。

とは言え、小麦や蕎麦粉は中国産が主流になっているため、大きな課題と言える。値上げ(小麦)は頭の痛い事だが、県産の小麦の質の向上と価格の値下げがないと使用できないのが、現実。

木材・木製品製造業

平成19年1~6月の新設住宅着工実績は、前年比42%、744戸になっている。

業界では9月以降の着工数に期待を寄せているが、着工数が回復しなければ、土木建築業者の倒産は増加の速度を上げるのではないかと心配である。

印刷同関連製造業

各社は用紙の値上げに対し苦慮している。製紙会社の一方的な値上げに対し、何ら対抗策が無く、現実的には、そのまま値上げを認めざるを得ない。

その分如何に印刷料金を上げるかが各社共、頭の痛い問題である。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ(平成18年7月~平成19年7月)

各種商品卸売業(矢巾町)

4~6月は成約に至らないまでも、見積もり依頼の件数が多かったが、7月に入って大幅に減少した。(建設資材卸)

食肉小売業(盛岡市)

近年、メタボリック症候群等の危険性が叫ばれ、高齢化社会の急速な進展等を背景として、食肉の需要が低下している。大型店の出店、個人消費の低迷など、販売不振は自助努力の域を超えている。

商店街(一関市)

客の流れが郊外大型店へシフト。特に、土日が顕著に現れており、軒並み売上げがダウンしている。

組合事業の6月分実績はショッピング部門前年比90.9%、キャッシング部門87.5%となり、組合事業全体では前年比合計90.0%となった。

管工事業(盛岡市)

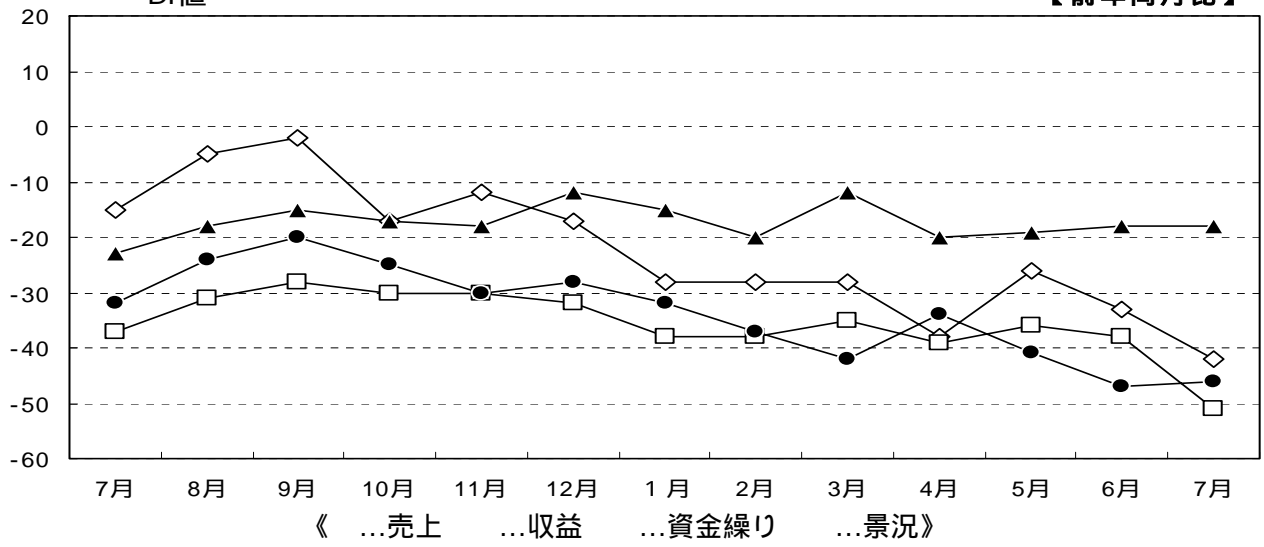
業界は、過当競争による採算割れの声が聞かれ、厳しい状況が続いている。

道路貨物運送業(矢巾町)

燃料(軽油)価格の高騰が著しい。8月には、昨年8、9月の過去最高レベルの価格に達する見込みである。

DI値

【前年同月比】



改正組合法講習会開催のご案内

本年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行されました。

これに伴って、昨年度も講習会等を開催してまいりましたが、本会ではさらに会員組合の皆様へ改正組合法等の内容をご理解いただき、適切にご対応していただくことを目的として、講習会を開催いたします。

今月は既に13日(木)に花巻市、14日(金)に奥州市において開催しております。今後は下記の日程にて開催予定となっております。

詳細な日程につきましては、後日改めてご案内申し上げますので、万障お繰り合わせのご参加賜りますようご案内申し上げます。

開催年月	開催場所
平成19年10月	盛岡市

第1回いわて商店街交流サミット in 宮古

岩手県商店街振興組合連合会及び本会では、県内の小売商業者等のキーパーソンによるエリアを越えた人的ネットワークの構築を目指して、『第1回いわて商店街交流サミット in 宮古』を下記の日程で開催いたします。各地で活躍される皆様の情報交換を通じて、県内の商店街や小売・サービス業のさらなる魅力向上を応援します。

【日時・場所】

平成19年10月3日(水) 14:00～ 宮古市「ホテル沢田屋」会議室にて

【協力】

宮古市末広町商店街振興組合、宮古市中央通商店街振興組合

【プログラム】

第1部 情報交歓会(分科会形式) 14:00～15:30

テーマ:「魅力的な販促活動と商店街活性化の手立て」

コーディネーター: (株)ワイ・キャップコンサルティング 代表 太田 巳津彦氏

第2部 基調講演 15:30～17:00

テーマ:「商店街の再生に向けた販促活動」

講師: (株)ワイ・キャップコンサルティング 代表 太田 巳津彦氏

第3部 交流パーティー 17:00～19:00

交流パーティーへのご参加の方は別途お一人様5,000円のご負担をお願いしております。

【お申込方法】

所要の出席通知書に記入の上、中央会連携支援部宛にご提出下さい。

お問合せは、中央会連携支援部(019-624-1363)までお願いします。

主要日誌 (8月1日～8月31日)

中央会主催事業

8/9 中央会第2回理事会

8/23 釜石地区改正組合法講習会

8/27 大船渡地区改正組合法講習会

関係機関・団体主催行事への出席等

8/1 岩手地方最低賃金審議会

8/2 健康保険懇談会

官公需確保対策協議会

岩手県外国人留学生就職支援協議会

8/3 いわて子育てi・ファミリー・サービス事業推進協議会

8/7 第2回いわてサポーターネットワーク会議

8/9 岩手県共同募金会評議員会

8/24 岩鷲会・岩鷲OB会講演会

8/27 岩手県産学官連携連絡会議

8/28 岩手経済懇話会

8/31 貸付審査委員会

資格試験にチャレンジ!! **1組合1組合士を目指して**
平成18年度 中小企業検定試験問題 組合運営 (抜粋)

第3問 次の文章は、組合の共同事業について述べたものである。正しいものには印を、誤っているものには×印を、解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 共同事業の中でもっとも代表的な経済事業は、教育指導事業や情報提供事業であるといえる。
2. 共同事業は、組合員の事業の維持、合理化を図るためにもっとも効果的なものであらねばならない。
3. 共同販売事業は、組合員の地位の向上を目指して、販売価格を引き上げることを主たる目的として行うものである。
4. 共同生産・加工事業において、施設を効率的に稼働させるためには、受注・委託が断絶することなく、常に一定量が確保され、継続操業が行われなければならない。
5. 共同受注事業において、共同受注品の組合員への割当配当は、どのように公平に行っても、不平、不満が残るのが通例であるので、公平よりむしろ迅速に処理することを常に心掛けるべきである。
6. 共同購買事業の対象品目を決定するに当たっては、景気動向により市価が激変しないもの、壊れにくく保存や運搬が困難でないもの、などであることに留意する必要がある。
7. 共同試験研究事業がより高度に実施されていけばいほど、規格の統一やこれと結びつく共同検査事業もまた適正に行われやすい。
8. 教育・情報提供事業を行う組合は、次年度における費用に充てるため、準備金の一部を繰り入れなければならない。
9. 共同事業を行うに当たっては、職務分担を明確にし、責任制を確立するとともに、人員の配置については適材適所主義をとり、かつ担当者には機敏な活動ができるよう大幅な権限を与える。
10. 共同事業のうち、何が経済事業で何が非経済事業に属するかについては、根拠法によって明確に区分されている。

<解答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×		×		×			×		×

第5問 以下の人事・労務管理上の取り扱いについて、ア・とイ・のうち法令又は法令解釈上正しい措置の記号を解答欄に記入しなさい。

1. 雇用契約で、営業職に限定して採用した従業員を、当社の都合で総務課に配置転換するには、ア. 本人の同意は必要ない イ. 本人の同意が必要である
2. 当社の就業規則では、従業員が退職する場合には、ア. 少なくとも2週間前までに退職届を提出するように定めている イ. 会社の承諾が必要と定めている
3. 当社の就業規則には兼業禁止規定がある。先般、週末起業している従業員を、ア. 業務に支障があるか否かにかかわらず、就業規則違反で解雇した イ. 本来の業務に支障があったので、解雇した
4. 従業員各人が保有する年次有給休暇のうち、ア. 年間5日 イ. 年間3日 を越える日数について、労使協定に基づき計画年休とした。
5. ア. 共働きの イ. 妻が専業主婦の 男性従業員から育児休業の申し出があったが、労使協手に基づいて拒否した。
6. 当社では時間外割増賃金の計算に当たって1時間未満の時間外労働については、ア. 1ヵ月単位で イ. 1日単位で 30分未満の残業時間を切り捨て、30分以上は1時間に切り上げている。
7. 当社では時間外割増賃金の基礎給から、ア. 支給額が有扶養者1万円、無扶養者5千円である住宅手当を除外している イ. 家賃の20%を支給する住宅手当を除外している
8. 労使委員会で決定した企画業務型の裁量労働制を、ア. 対象となる従業員にはすべて適用している イ. 同意のあった従業員にだけ適用している
9. 省略 10. 省略

<解答>

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	イ		

資格試験にチャレンジ!!

1組合1組合士を目指して

中小企業組合に従事する方々の資質向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験を行い、合格者には「中小企業組合士」の称号を与えます。

中小企業組合検定試験のご案内

お申込み 9月3日～10月15日
 試験日 12月2日(日)
 試験科目 組合制度・組合運営・組合会計